

(別表2)「規制改革・民間開放集中受付月間において提出された全国希望の規制改革・民間開放要望への対応方針」
 (平成19年2月23日規制改革・民間開放推進本部決定)における「別表」に掲げられた規制改革事項に関する規制改革事項

番号	規制改革事項	根拠法令 等	規制改革の内容	実施時期等
1	第三者割当増資に係るコンプライアンス・ルールの適用除外	「主要行等向けの総合的な監督指針」 -3-1-4 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」 -3-1-4	公募増資と同様に法令等遵守の観点から相応のチェック機能が働く増資形態について、増資の都度、法令等遵守に係る内部管理態勢を構築する義務が免除されるように監督指針を改正する。 【主要行等向けの総合的な監督指針】【中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針】	平成18年度中措置済
2	永久劣後債に係る届出手続簡素化	「主要行等向けの総合的な監督指針」様式・参考資料編別紙様式4-26、27	永久劣後債等の発行届出書に弁護士意見を添付する義務を免除するなど、事務の簡素化が図られるように監督指針を改正する。 【主要行等向けの総合的な監督指針】【中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針】	平成18年度中措置済
3	保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁	保険業法(平成7年法律第105号)第98条第1項第1号、 保険業法施行規則(平成8年大蔵省令第5号)第51条	保険会社が新たに信託代理業務を行うにあたり十分な態勢を構築することができるかどうかを確認したうえ措置する。(金融工)	平成19年度中
4	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針「その他の付随業務」への例示の追加	・銀行法(昭和56年法律第59号)第10条第2項 ・中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」 -4-2	ノーアクションレター制度を活用した具体的な事例を参照できるように監督指針を改正する。(金融イ22)	平成19年度中
5	信用保証業務を営む子会社の業務範囲の拡大	農業協同組合法施行規程第28条、平成10年金融監督庁・大蔵省・農林水産省告示第14号、系統金融機関向けの総合的な監督指針 -4-8-1	信用事業を行う農業協同組合又は信用農業協同組合連合会の子会社が事業性ローンに係る債務保証業務を営むことができるようとする。 その際、経営の健全性の観点やリスク管理の適切性を踏まえつつ、債務保証に関する他の制度との関連について検証しながら慎重に検討する。(金融イ23)	平成19年度中

番号	規制改革事項	根拠法令 等	規制改革の内容	実施時期等
6	指定管理者の選定プロセスの透明性確保	地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2	具体的な選定の基準や選定の事例の把握など、選定等にかかる実態把握を全国的にを行い、その調査結果に基づき、可能な限り公募手続きとするなど、透明度の高い手続きを行うよう、技術的助言など必要な措置を講じた。また、選定プロセスの透明性を確保するために、必要な情報提供をするなど所要の措置を講じた。〔「集中改革プラン」(18年8月31日公表)、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(平成18年8月31日総務事務次官通知)、「行政改革事例集」(平成19年1月末現在)〕	平成18年度中措置済
7	在留資格の変更及び在留期間の更新の際の在留管理の適正化	出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第20条・第21条	在留資格の変更、及び在留期間の更新の許可申請の審査において、永住許可申請の審査に倣って「素行が善良であること」と「独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること」、かつ「その者の在留が日本国の利益に合する」との事情を考慮することとし、運用の明確化と透明性向上を図る観点から、財務省、総務省、厚生労働省、文部科学省等、関係府省とも連携しつつガイドラインを策定するとともに、許可されなかった事例についても併せて公表する。(法務ウ)	平成19年度中
8	農林中央金庫の従たる事務所の登記事項の簡素化	組合等登記令(昭和39年政令第29号)第3条第3項、第12条	農林中央金庫の従たる事務所の登記事項に関して、会社法ならびに銀行法等と同様の簡素化を図る。(金融イ24)	平成19年度中
9	外国人の雇用状況の把握、外国人の雇用管理の改善	職業安定法(昭和22年法律第141号)第53条の2、職業安定法施行規則(昭和22年労働省令第12号)第34条	外国人雇用状況報告制度については、雇用対策法(昭和41年法律第132号)においてこれを義務付けることとする法案を第166回国会に提出。改正後は、外国人を雇用するすべての事業主に対して、国籍、在留資格、在留期間等の報告を義務付けるとともに、その実効性を高める観点から、報告義務の懈怠や虚偽報告に対する罰則についても、併せて措置する。(法務ウイ)	平成19年度中
10	各種基準／規格のグローバルスタンダード化の推進	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)(ボイラ-構造規格など)	ボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準に規定されている溶接施行法試験について、ボイラーへの適用を含めてJISを引用する方向で検討し、検討結果を踏まえて、引き続き措置する。(危険イ)	平成19年度中

番号	規制改革事項	根拠法令 等	規制改革の内容	実施時期等
11	確定給付企業年金における財政検証に係る経過措置の延長	確定給付企業年金法施行規則(平成14年厚生労働省令第22号)第58条、第59条、附則第2条	確定給付企業年金における財政検証については、平成19年3月末日まで、非継続基準に抵触する積立比率を1.0から0.9に、回復計画の最長期間を7年から10年にするなどの経過措置を講じているが、当該経過措置を平成24年3月末日まで継続実施すべく措置を講じる。[「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令」(平成19年厚生労働省令第20号)]	平成18年度中措置済
12	共済事業にかかる契約者保護ルールの整備	消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)	消費者保護の観点から、消費生活協同組合法を抜本的に改正し、経営の健全性規制(責任準備金の積立基準、ソルベンシー・マージン基準および早期是正措置、兼業規制等)、情報開示規制、募集規制等について、消費生活協同組合の性質を踏まえ、また、他の協同組合法における規定の整備状況を参考にしながら、規制を整備するとともに、行政の透明性の観点から、共済計理人の関与の義務づけなど、現在通知で定められている規制のうち必要なものについては、法令上明確に規定する。[「消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律」(平成19年法律第47号)]	平成19年度中措置済
13	船舶による危険物の運送基準の緩和要望(防爆型冷蔵コンテナ使用要件に関する規制緩和)	船舶による危険物の運送基準等を定める告示第15条の2第3号	引火点が摂氏23℃以下の危険物をコンテナに収納して海上輸送を行う場合に、冷蔵等の一定の技術要件を充たしているコンテナについては、防爆要件を不要化する措置を講じる。[「船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示」(平成19年3月16日)]	平成18年度中措置済
14	カテゴリー 航行の許可基準の見直し	カテゴリー 航行の許可基準及び審査要領(平成17年9月22日国空航第315号・国空機第469号)	悪天候時に計器着陸装置を利用して飛行場に進入し着陸を行うカテゴリー航行の許可に際して必要となる実運航試験の回数について、一定の要件を充足する場合に運航回数の軽減を認める例外条項を設ける方向で検討を行い、所要の措置を講じる。(「運輸イ」)	平成19年度中
15	占用工事に伴う道路の復旧方法の取扱い及び運用明確化の周知徹底	道路法施行令(昭和27年政令第479号)第15条	占用工事に伴う道路の復旧方法について、道路の構造を保全し、交通の危険を防止するなどの観点から掘削土砂をそのまま埋め戻すことが不適当であると道路管理者が個別に判断する場合に限って、土砂の補充又は入換を行った後に埋め戻す取扱いとともに、その運用が不明瞭とならないよう、道路管理者に対し、文書にて周知する。[「道路の占用に関する工事により発生した掘削土砂の取扱いについて」(平成19年3月30日付け道路局路政課道路利用調整室課長補佐、国道・防災課課長補佐事務連絡)]	平成18年度中措置済

所管省庁

金融庁

金融庁

金融庁

金融庁

金融庁、農林
水産省

所管省庁

総務省

法務省

法務省、農林
水産省

厚生労働省

厚生労働省

所管省庁

厚生労働省

厚生労働省

国土交通省

国土交通省

国土交通省